

小児慢性特定疾病の医療費等の払い戻しについて

国の制度では、小児慢性特定疾病支給認定を受けると、医療費（自己負担上限額まで）と入院時の食事代が自己負担となります。

豊橋市では、その自己負担分についても助成しており、こども保健課の窓口にて払い戻しの申請を行うことができます。申請書類は、窓口にて用意しております。

受診の都度申請いただく必要はありません。次年度分の更新申請にお越しいただく際にまとめて申請されるなどの方法で結構です。

なお、申請の有効期間は医療機関等での支払い日の月末から2年間です。（例えば、令和5年5月20日に支払いされた場合、申請期限は、令和7年5月末となります。）

《申請可能なもの》

豊橋市より発行された小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、受給者証の有効期間内の対象疾病の診療における、健康保険が適用された医療費自己負担分及び、入院時の食事代

《申請に必要なもの》

- ・豊橋市小児慢性特定疾病医療費等申請書（様式1）

振込先の口座は、受給者証に記載の保護者様の名義のものとなります。

- ・請求書

請求者は申請書の口座名義人となります。請求日は空欄のままご提出ください。

- ・医療機関発行の領収書（原本）

紛失した場合は、再発行もしくは領収書に替わる証明書の発行が必要となります。

《申請時に持参するもの》

- ・通帳など、口座情報のわかるもの
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証（領収書の期間が含まれているもの）

※申請を受けてから振込まで、2か月程度かかりますのでご了承ください。

※医療機関にて小児慢性特定疾病受給者証の提示がされていない場合、払い戻し対象とならない可能性がありますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

豊橋市保健所こども保健課
小児慢性特定疾病担当
電話（0532）39-9167